

肢体不自由がある生徒の就労に関する 現状と課題への一考察

○愛甲 悠二(進路指導主事)
埼玉県立越谷特別支援学校

But...

- ・身体、体調面への配慮が欠かせない。
- ・将来的な就労を見据える児童生徒は少数。

肢体不自由のある児童生徒が「働いてお金を稼ぐ」という可能性について考える機会とさせていただきたい。

埼玉県立越谷特別支援学校について

所在地：埼玉県越谷市船渡500（最寄り駅：東武スカイツリーラインせんげん台駅）



『すべては子どもたちの笑顔のために』

■在籍児童生徒の通学域
越谷市、草加市、川口市、蕨市、八潮市、三郷市、
吉川市、さいたま市、蕨市、春日部市



本校に通学している児童生徒について

知的代替の教育課程

72名

※うち訪問籍3名
(小中高)

準ずる教育課程

38名

(小中高)

自立活動を主とした
教育課程

120名

※うち訪問籍21名
(小中高)

全校生徒 230名 (小学部 116名、中学部 56名、高等部59名)

学校でも医療的ケアを受
けている生徒

48名

(小中高)

準ずる教育課程在籍のうち
医療的ケア

2名

(小中高)

(用語説明) 医療的ケアについて

医療的ケアとは、

自宅等で家族等が日常的に行う医療的生活援助行為のこと

医療的ケア児・者とは、

心身の機能に障害があり、呼吸や栄養摂取、排泄等の際に、医療機器やケアを必要とする方たちのこと

導尿



経鼻栄養



酸素療法



人工呼吸器



胃ろう



吸引



気管切開



人工肛門
など

本校の教育課程と進路状況について

準ずる教育課程

小、中、高等学校に準ずる教育が可能な児童生徒を対象としている。

※下学年もしくは下学年代替の教育課程
…各教科に関する目標及び内容の一部を欠いたり、下学年の目標及び内容の全部もしくは一部によって替えた指導を行う。



2名-就労

1名-就労移行

1名-生活介護

1名-在家庭

知的代替の教育課程

肢体不自由に加え知的障害をあわせ持っているが、知的障害の軽度な児童生徒を対象とする。「自立活動」との関連を明らかにし、これを基礎におき、児童生徒の実態・生活・発達課題を踏まえた実践を行うとともに、知的障害特別支援学校の各教科の内容の一部または全部を行う。



2名-就継B型

5名-生活介護

自立活動を主とした教育課程

肢体不自由だけでなく、知的な障がいのある児童生徒、さらに障がいが重度重複化した児童生徒を対象としている。



11名-生活介護

1名-在家庭

本発表での着目ポイントです。



過去5年間の進路状況について

進路先 ／ 年度	H31	R1	R2	R3	R4
就労	0名	0名	0名	1名 (業務補助)	2名 (在宅、介護補助)
福祉事業所等	12名	26名	17名	13名	23名
進学	0名	0名	0名	0名	0名
計	12名	26名	17名	14名	25名
福祉内訳	・移行 ・生活 ・B型	・移行 ・生活 ・B型	・移行 ・生活 ・B型	・移行 ・生活 ・B型	・移行 ・生活 ・B型

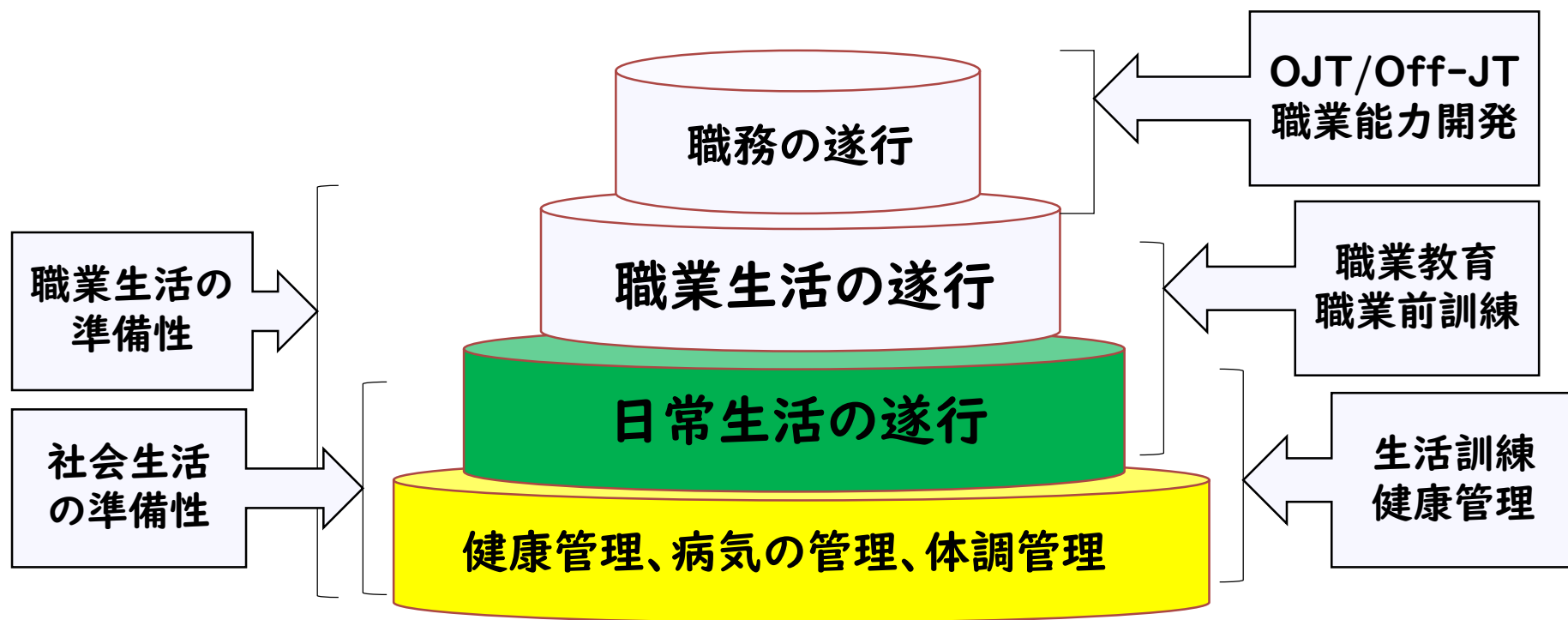
業務補助 1名
(車いす使用)
在学中に利用していた放課後等デイサービスを運営する企業へ就職

在宅就労 1名
(車いす使用)
新規に雇用を検討していた企業へ就職

介護補助業務 1名
(車いす不使用)
新規に雇用を検討していた企業へ就職

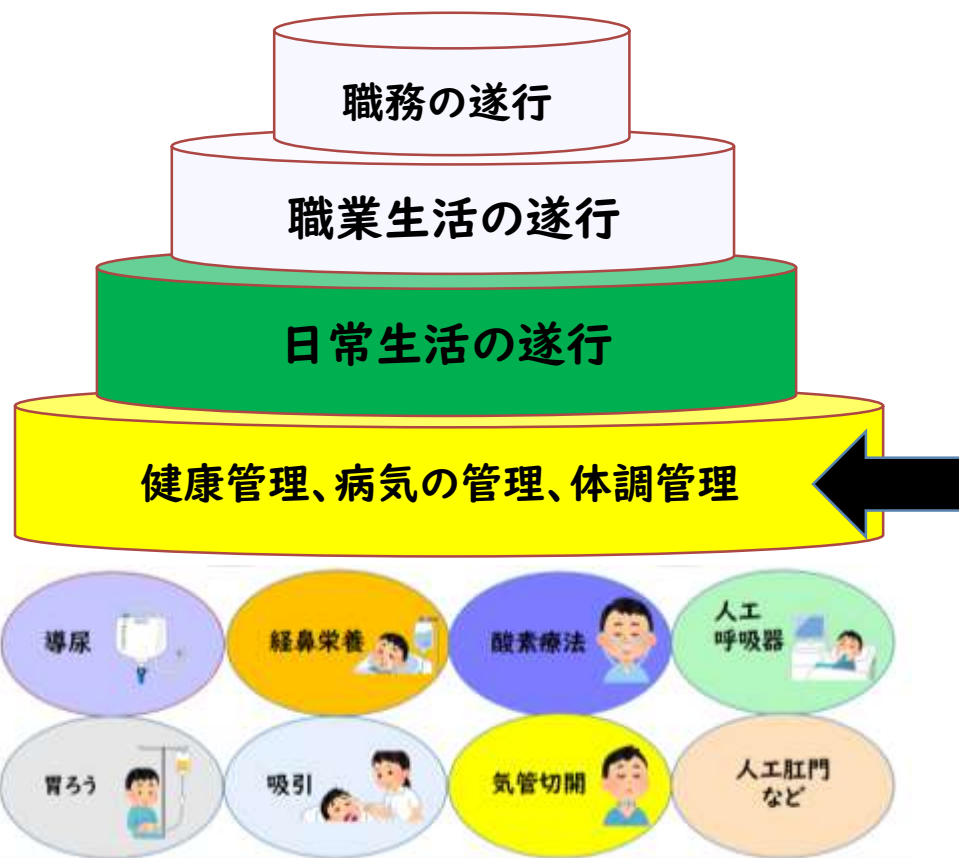
※福祉事業所等の中には、就労支援事業所を利用することで就労を目指される卒業生も含まれます。
過去5年間のうち、就労支援事業所を利用した卒業生で就労(在宅就労)に繋がった方は1名おります。

本校における就労の課題について ～個人特性の階層構造と支援の図を参考に～



図：個人特性の階層構造と支援

本校における就労の課題（第1層をもとに…）



肢体不自由のある生徒が働ける可能性の拡がりに向けて（第1層）

安定した勤怠のためには、第1層は不可欠な項目だ。本校に在籍している児童生徒と関わっていると、健康面の状態は様々であり、「肢体不自由」と一括りでは表せられないことを痛感している。

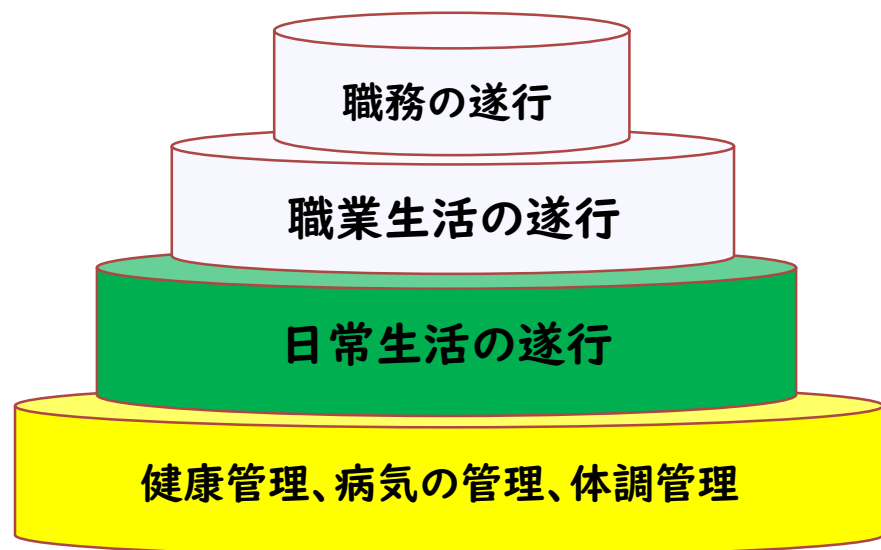
しかし、

~~健康面の配慮が必要働けない~~

自分なりに、もしくは必要な支援を受けることで健康面の調整ができる。併せて、勤務時間や勤務形態、勤務地等の環境面について配慮を受けることができれば、健康面に配慮が必要な方でも、

『働いてお金を稼ぐことに繋がる』

本校における就労の課題（第1層をもとに…）



生活訓練では補えない
健康管理、体調管理面の支援

在宅就労という就労形態であれば、健康管理に必要な機会を設けるための配慮が得られる。

通勤をした場合には、企業内に支援者が入ることが難しく。企業内において健康管理に関する支援が受けにくい。

本校における就労の課題（社会的・教育的側面から）

●教育的側面

- なぜ、自分自身が働くのか考える機会が少ないこと
- 職業準備性が十分でないこと
- 将来について考えようとしても見通しが持ちづらい
- 外部との関わりが限定的

○社会的側面

- 障害の状態や健康面に応じた働く環境がないこと
- 肢体不自由のある方が働くための社会的な理解がまだ少ないこと
- 周囲の配慮が影響し、「自分で」という経験が乏しいこと
- 肢体不自由のある方との関わりがもてる環境が少ないこと



現場実習という教育活動の中で可能性を広げるために

- ・早い段階から本人が自分の進路について考えられる機会にする。
- ・自分でも「できる」という見通しに繋げる機会にする。
- ・事業所側にも肢体不自由のある生徒が働く姿を知ってもらう機会にする。
- ・家庭や学校以外の人と関わる機会を通して、新たな一面を知る機会にもなる。



まとめとして、(1/3)



肢体不自由特別支援学校としては、教育活動の中で社会性の部分について働きかけてはいるものの、限界があると感じます。

就労する際の企業側とのマッチングを検討するなど、生徒側・企業側の両方の状況整理を行うことが定着の面でも重要です。

現場実習という機会を活用し、早い段階から社会の中でこれまで身に付けてきたことを発揮する機会を設けることは、定着という面からも必要だと感じます。

まとめとして、(2/3)



進行性の障害があったとしても、医療的ケアが必要であったとしても、将来、価値あるひとりの人間として他者と共に、自分らしく、生きがいを感じながら生活をするために、「働いてお金を稼ぐ」方法を模索することが重要です。

教育においては、医療的ケアを受けながらも地域の学校に通学する児童生徒も出てきています。

このような動きに対し、労働・福祉等の各分野においても同様に応じていく必要があるのではないのでしょうか。

まとめとして、(3/3)



肢体不自由特別支援学校に在籍する児童生徒にとって、社会に出るということは大きな環境の変化です。

様々な課題にぶつかりながらも安定して働ける方が増えることは、いま肢体不自由特別支援学校に在籍している児童生徒の「未来への希望」にも繋がります。

肢体不自由がある児童生徒が「働いてお金を稼ぐ」ことを自分ごととして考えるための社会の構築のためにも、教育、労働、福祉、医療等、各専門機関が連携をしていくことが必要と考えます。



さいごまでご覧いただき、ありがとうございました。

本発表が少しでも子どもたちの豊かな生活に繋がることを願っております。